

台湾公開買付け制度の概説

公開買付け (Tender Offer) とは、買付け者が証券集中取引市場、又は証券商営業処を通さずに、公開で対象会社の株主全体に買付けの提案を出し、特定価格で、一定の買付け期間以内に、対象会社の株式を特定数量で取得することをいう。近年、公開買付けは、台湾証券市場で対象会社の持ち株を取得、又は増加する重要方式の一つになっている。

任意公開買付けと強制公開買付け

台湾の公開買付け制度は、証券取引法、及び公開発行会社の有価証券公開買付けに関する管理弁法に基づき、任意公開買付けと強制公開買付けに分けられる。強制公開買付けとは、何人も、単独或いは他者と共同で 50日以内に公開発行会社の発行済株式総額の20%以上の株式を取得しようとする場合、株主全体には持っている株式を公平に売却する機会を確保するため、

買い手に公開買付けを強制することを指す。

ただし、買い手は任意、或いは強制公開買付けのいずれを問わず、均しく同様の手続きの規定を順守し、公開買付け説明書を作成し、主務官庁に申告すると同時に、公告しなければならない。公開買付け説明書には、公開買付けの条件、売却に参与するリスク、買付け対価の種類と資金源、買付けの目的と買付け後の経営方式、及び価格の経済合理性に関する意見書等の事項を開示する必要がある。例えば買付け者が、対象会社の関係者、又は大株主と、公開買付けについて何らかの相関協議又は合意がなされた場合は、公開買付け説明書上に、その重要な協議又は合意の内容を開示しなければならない。その他、申告書類は弁護士の審査を経て、合法性のある法律意見を取得して、合わせて公告しなければならない。

独立審議委員会設置義務

対象会社は、公開買付け相関書類を受け取った後、独立審議委員会を設置し、公開買付け条件の公平性、合理性及び当該買付けについて会社の株主に対する勧告を審議し、七日以内に審議の結果を公告すると同時に、対象会社の取締役会も株主に對する勧告を公告しなければならない。また、応募株主にとって、公開買付けは、買付け予定数が定められているため、全て応募株数が買付け予定数の上限を超えた場合には、買付者はその比例に沿って応募株主より買付ける。従って、応募された株が全数完売できないリスクがある。更に、公開買付けが、買付け予定数の下限に至らず、審議委員会、投資審議委員会等の主務官庁の審査を通過せず、成立しない可能性もある。応募株主は、これによる株価変動のリスクを受ける可能性がある。

經濟部投資審議委員会の許可も必要

また、外国人投資家が留意すべきは、公開買付けにより台湾上場会社の株式を取得する場合、經濟部投資審議委員会の許可が必要である点である。なお、台湾の公開買付けは外国企業の株式をもって買付け対価とすることを認めるが、外国買付者は外国証券市場の上場株式又は一定の信用格付以上の債券をもって買付け対価とすることのみを認める。

クロスボーダーM&Aについてのご協力、或いは台湾の法令に関して、ご理解されたい方は、どうぞご遠慮なく弊事務所にご連絡ください。



作者
陳正和 (C.H. Chen) 弁護士
ツァア&ツァイ国際法律事務所
ジュニアパートナー

米国ニューヨーク州及び台湾弁護士資格を有する。専門分野は投資M&A、資本市場、金融商品、証券法令、コーポレート・ガバナンス等。台湾国内の知名証券会社及び金融持株会社の法務アシスタントマネージャーをはじめ、有効のOEMメーカーの投資法務マネージャー、上場新薬会社法務マネージャーを務め、豊富な金融、製造、ハイテク、バイオテクノロジー等の産業知識及び会社クロスボーダーM&Aの経験を有する。



訳者
農志潔 (Danny Nung) 弁護士
ツァア&ツァイ国際法律事務所
アソシエイト

学歴：政治大学法学士、政治大学法学修士、大阪大学特別聴講生
専門分野：会社法、証券取引法、保険法
租税条約・税制優遇申請、再生可能エネルギーの法制度